「【情報提供】標高を持たない既設点の標高の観測について」 タイトル: 「【情報提供】標高を持たない既設点の標高の観測について」 榎田 健士 (TO)"下関市都市計画課"<tstoshik@city.shimonoseki.yamaguchi.jp> (TO)"宇部市地籍調査課"<thiseki@city.ube.lg.jp> (TO)"山口市地籍調査課"<chiseki@city.yamaguchi.lg.jp> (TO)"弥市用地課地籍調査係 山崎係長 様"<1315@city.hagi.lg.jp> (TO)"防府市農林漁港整備課地籍調査室"<chiseki@city.hofu.yamaguchi.jp> (TO)"下松市地籍調査課"<chiseki@city.kudamatsu.lg.jp> (TO)"卡樹市地管財課 藤岡班長 様"<t.fujioka.ss435@city.iwakuni.lg.jp> (TO)"長門市都市建設課地籍係"<chiseki@city.nagato.lg.jp> (TO)"美祢市農林課地籍調査室 藤本 様"<fujimoto.atsushi@city.mine.lg.jp> (TO)"周南市都市政策課"<toshi@city.shunan.lg.jp> 2020/10/20 11:58:20 差出人 配布先

受信日 2020/10/20 11:58:20

期限

関係市地籍調査ご担当者さま

お世話になります。 検査等の中で疑義があった点について、全協に照会して以下の とおり回答がありましたので情報提供します。 この内容については、受注業者の方にもお伝えください。

まとめると、過年度設置の地籍図根多角点で標高を持っていない ものを F 工程の与点として細部多角点の標高を求める場合には、 与点の標高は D 工程に準じた手法又は直接水準測量により求める 必要があるものです。

D省略ではない、乙二・乙三地区又は二次路線の場合にF で標高を求めないケースでは該当しませんが、比較的レアと思います。 F 工程で標高を求める場合には、きちんとした手法で与点の 標高を観測してください。

-----Original Message------差出人: "全国国土調査協会 検定部"<kentei@zen-kyo.or.jp> 宛先: "榎田 健士"<enokida.kenji@pref.yamaguchi.lg.jp> CC:kentei@zen-kyo.or.jp 件名:Re: 【山口県】地籍測量に係るご質問 日時:2020年10月20日(火) 10:33(+0900) 山口県総合企画部政策企画課 土地・水湾流対策班 類四

土地・水資源対策班 榎田 様

ちらは全国国土調査協会 検定部 菅(すが)と申します。お世話になってい ます。

照会のありました、標高を持たない地籍図根多角点をF に使用する場合、標高を どのように求めるかについては、地籍図根多角測量を省略し、細部図根測量を行 い、1次の細部点において標高を求める必要がある場合に、該当の標高をもたな い地籍図根多角点を使用するときには、おっしゃるとおりに直接水準測量または 地類図根を角割量等により網平均計算を行ったうえで、成果を得て使用すること が必要と考えています。

なお、細部多角測量で標高を求める必要がないものの、距離の基準面上への投影補正計算を行うために、標高が必要となる場合に点検計算を行うためにのみ、該当の地籍図根多角点の高さが必要となる場合は、高さの誤差の投影補正量への影響が、計算誤差の範囲内となるため、該当の地籍図根点の高さを簡便な方法により算出することは計算の手法として差し支えないと思います。

よろしくお願いいたします。

On 2020/10/19\_20:22, 榎田 健士 wrote:

全国国土調査協会 > 検定部ご担当者さま

お世話になっております。

山口県庁で地籍調査の工程管理等を担当している榎田と申します。

最近、県内の複数の業者から、貴会としては以下の見解を持って > おられるとの話を聞きました。

指導に当たり参考としたいため、状況をご教示いただきますよう お願いします。 >

発端となった疑問点

過年度に隣接地区に設置した地籍図根多角点を今回地区のF 工程の与点としたいが、この点は標高値を持っておらず、このままでは与点とすることができない。 >

この点に標高値を持たせるためにはどのようにすれば良いか?

> F > 認める。 > ただし、2路線以上で求めた値の平均を採用する。 お尋ねしたい点 > 、 青会では、本当に上記の見解を持っておられるのか。 貴会が上記の見解の場合、この手法を良しとする根拠は何か。 貴会が上記の見解の場合、それを国交省は認識しているのか。 > > 【参考:本県の認識】 > 過去にD工程で設置した点であり、当然、この点の標高値は > D工程と同様又はD工程に準じた手法により求めるべき。 > 具体には、2以上の地籍図根三角点等を与点とした多角網又は - 単路線を形成して標高を観測し、高低網平均計算により求めた > 値を採用すべき 地籍調査では開放トラバース法、間接水準測量は認められない。 当検定部は、これまで作業機関の方々が間違えられたり、見落とされるものを指摘して参りましたが、それらを纏めた「検定指摘事例集」を6月1日から刊行しております。 もしよろしければ、ご活用いただければ幸いです。 http://www.zen-kyo.or.jp/topics/4065 \_\_\_\_\_\_ 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館8階 (公社)全国国土調査協会 村 (公社) 王国国上調査協会 快走部 測量成果品検定担当者 菅(すが) e-mail: kentei@zen-kyo.or.jp TEL 03-6206-1308 Fax : 03-3519-2445 山口県総合企画部政策企画課 土地・水資源対策班 榎田 〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 TEL 083-933-2532 FAX 083-933-2088